

利用者各位

札幌市子ども未来局長

緊急事態宣言の延長に伴う児童会館等の各事業の取扱いについて

日頃より、本市の子ども関連施策に対し、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。このたび、緊急事態宣言が延長されたことを受けて、児童会館・ミニ児童会館（以下、「児童会館等」という。）では、引き続き、児童クラブ以外の事業の休止を継続することといたしました。

利用者の皆様には大変ご不便とご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 児童会館等の各事業の取扱いについて

引き続き、自由来館・子育てサロン・ふりーたいむ・占用利用については、休止とします（占用利用については、新規予約の受付停止を継続します）。

なお、子育てサロンについては、電話での相談業務は継続します。

2 対象期間について

現時点では、緊急事態宣言の終期である 9 月 30 日（木）までを上記取扱いの対象期間としますが、緊急事態宣言の対象期間が変更された場合のほか、市内全体や児童の感染状況等を考慮のうえ、休止している事業の再開時期を変更する等の可能性があります。

各事業の再開時期については、段階的な再開も含めて検討のうえ、別途ホームページ等でお知らせします。

【担当】 子ども未来局子ども育成部子ども企画課放課後児童係（Tel.011-211-2989）